

国指定出水・高尾野鳥獣保護区  
出水・高尾野特別保護地区  
【指定】  
(環境省案)

平成 年 月 日  
環 境 省

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

出水・高尾野特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

国指定出水・高尾野鳥獣保護区のうち、鹿児島県出水市の出水干拓東工区の第二調整池南西端を起点とし、同所から同調整池法頭を東進し潮遊地南岸との交点に至り、同所から潮遊地南岸を東進し第一調整池法頭との交点に至り、同所から同調整池法頭を南進し潮遊地南岸との交点に至り、同所から潮遊地南岸を東進し一般農道の中央線から北側に 10 メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を 1300 メートル西進した点に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を北進し起点に至る線により囲まれた区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで（10 年間）

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

### (2) 特別保護地区の指定目的

出水・高尾野鳥獣保護区は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、野田川、江内川及び高尾野川の 3 本の河川が流れ込む八代海に面する、干拓地を中心とした田園地帯である。その大部分は水田によって占められ、ツル類の越冬期においては、ブロッコリー、エンドウ豆、枝豆、麦畑及び牧草の裏作が広がる肥沃な農業地帯となっている。

このような自然環境を反映して、当該区域は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 II 類に位置づけられ、かつ天然記念物であるナベヅル、マナヅル等ツル類の国際的に重要な越冬地となっている。近年、ナベヅルは全世界の総個体数の約 9 割に当たる約 8 千から 1 万羽、マナヅルは全世界の総個体数の約 5 割に当たる約 2 千から 3 千羽の渡来が確認されている。また、当該区域では、これらのツル類を含め 126 種の鳥類が確認されており、絶滅危惧 I B 類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 II 類のツクシガモ等の希少種の渡来も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、出水干拓地の北東部の区域は、それまで集中しがちであった干拓地西部からのツル類の分散化を目的として、平成 8 年度よりねぐらの整備及び給餌が行われ、ツル類にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っており、近年多くのツル類の利用が確認されている。

このように、当該区域は、出水・高尾野鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

### (3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、マナヅルやナベヅル等、多様な鳥類相を保護するため、適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して、利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) ツル類を含む鳥類生息状況のモニタリング調査、特別保護地区内の巡視及び鳥インフルエンザサーベイランス等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努め、必要に応じて農作物被害対策や保全対策を講じる。
- 5) 高病原性鳥インフルエンザリスクの管理強化及び風評被害の予防のため、地元養鶏農家、マスコミ関係者等への正確な情報発信を行う。
- 6) 給餌制限を含む希少鳥獣保護計画を策定し、同計画に即してツル類の一極集中、過密状態の解消を進める。
- 7) ツル類との持続的な共存を図るため、ツル類が越冬することにより地域社会がメリットを享受できる仕組みを、地元住民、関係地方公共団体及び関係機関等とともに検討する。

### 3 特別保護地区の面積内訳 別表1のとおり。

### 4 当該区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該区域の概要 ア 特別保護地区の位置

当該区域は、鹿児島県北西部の北薩地方に位置する出水干拓地の北部に当たる。

#### イ 地形、地質等

当該区域は、高尾野川、野田川及び江内川の3本の河川が流れ込む出水扇状地の終端に当たり、これらの河川の河口に作られた干拓地の北東部に位置している。地形分類としては海拔0mから10m未満の三角州性低地となっている。地質は、多くは沖積世火砕流堆積物で、その他更新世火山岩からなり、土壤の大部分が還元型の素粒グライ土壤である。

#### ウ 植物相の概要

当該区域の植生については、全て水田雑草群落となっている。

#### エ 動物相の概要

鳥類では、春、秋の渡り鳥としてメダイチドリ、ムナグロ等のチドリ類、ホウロクシギ、チュウシャクシギ、コシャクシギ、セイタカシギ等のシギ類、コムクドリ等が見られる。夏鳥として、アマツバメ、オオヨシキリ、キビタキ等

が、冬鳥として、ナベヅル、マナヅル等のツル類、コハクチョウ、ツクシガモ等のカモ類、チュウヒ、チョウゲンボウ等の猛禽類、クロツラヘラサギ等が見られる。

獣類では、イタチ、キツネ、イノシシが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において有害鳥獣捕獲の実績はないが、畑地へのツル類の侵入による農作物の踏み倒し、あぜ道の倒壊、カモ類による海苔の食害等がある。

農作物の踏み倒しやあぜ道の倒壊等は、「ツル保護管理事業」によりツル渡去後に復旧作業を実施している。

被害対策に当たっては、地元農漁業関係者及び周辺自治体の担当部局の協力を得る必要がある。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 2本

(2) 案内板 3基

7 参考事項

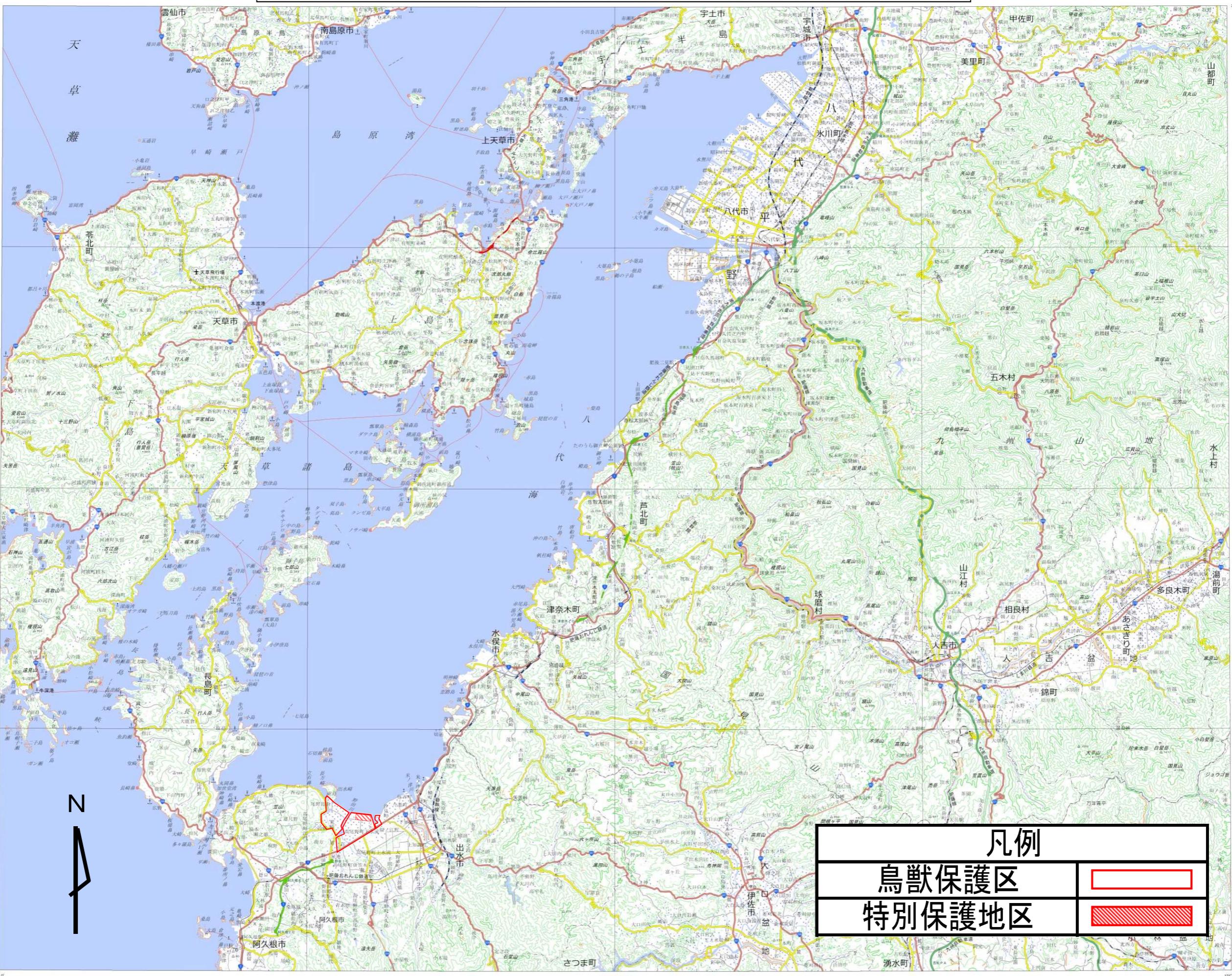
(1) 当初指定

平成9年10月22日環境省告示第80号

(2) 経緯

平成19年10月31日環境省告示第99号 再指定(平成19年11月1日から10年)

## 国指定出水・高尾野鳥獣保護区(特別保護地区)位置図



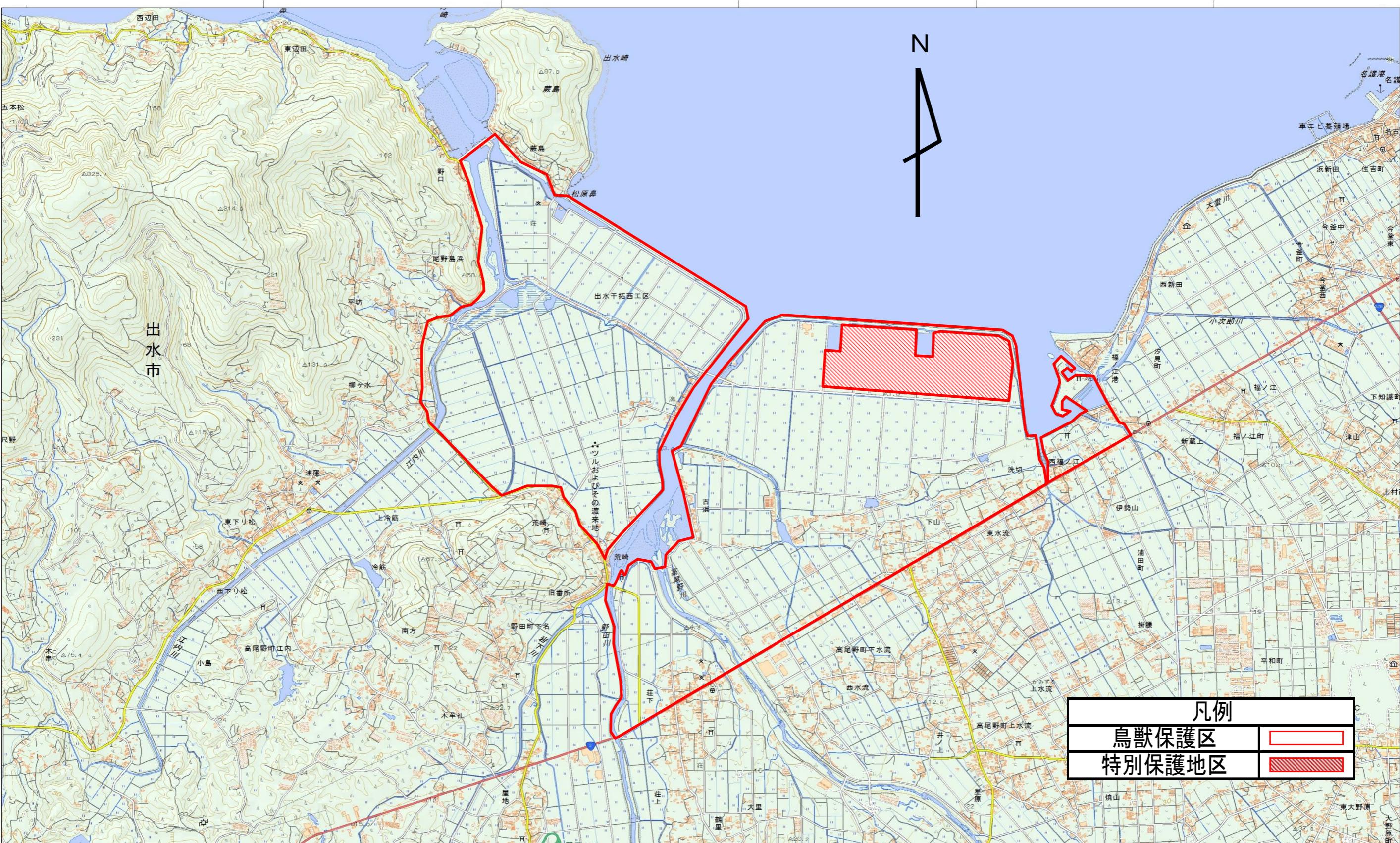
## 凡例

# 鳥獣保護区

# 特別保護地区

## 国指定出水・高尾野鳥獣保護区区域図

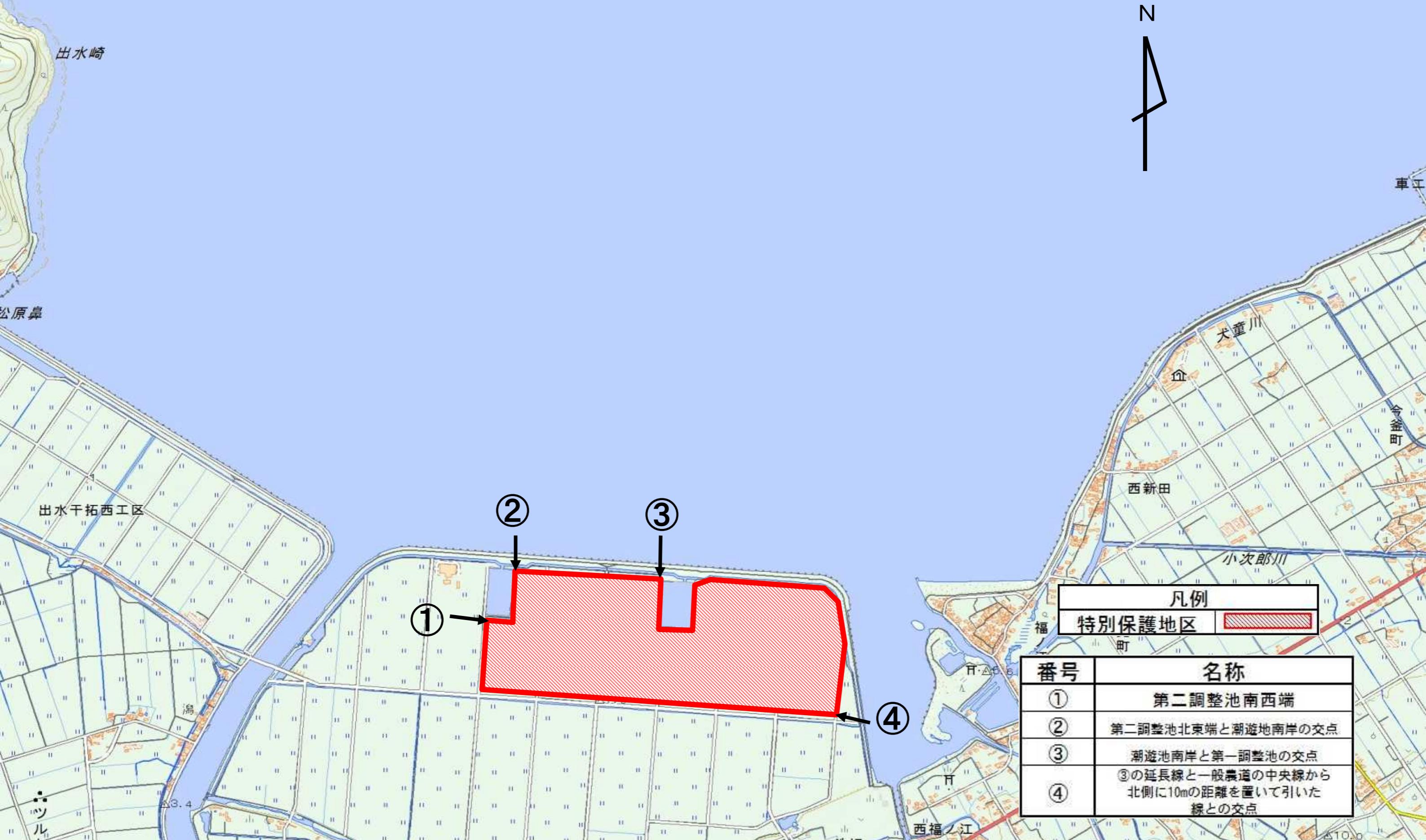
500m 0 500 1000 1500



# 国指定出水・高尾野鳥獣保護区 特別保護地区 区域説明図

500m 0 500 1000 1500

N



別表1 国指定出水・高尾野鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳

## ◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	842 ha	ha	842 ha	53 ha	ha	53 ha	ha	ha	ha
林野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	711 ha	ha	711 ha	53 ha	ha	53 ha	ha	ha	ha
水面	40 ha	ha	40 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	91 ha	ha	91 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

## ◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	24 ha	ha	24 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	24 ha	ha	24 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農林水産省所管	24 ha	ha	24 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	766 ha	ha	766 ha	53 ha	ha	53 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	766 ha	ha	766 ha	53 ha	ha	53 ha	ha	ha	ha
公有水面	40 ha	ha	40 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	842 ha	ha	842 ha	53 ha	ha	53 ha	ha	ha	ha

## ◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (鹿児島県のツル及びその渡来地)	212 ha	ha	212 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で（ ）書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 出水・高尾野鳥獣保護区特別保護地区

		オジロトウネン	旅鳥
		ウズラシギ	旅鳥
		サルハマシギ	旅鳥
	○	ハマシギ	N T
		キリアイ	旅鳥
タマシギ		タマシギ	V U
カモメ		<u>ズグロカモメ</u>	留鳥
	○	ウミネコ	冬鳥
	○	セグロカモメ	留鳥
		オオセグロカモメ	冬鳥
		クロハラアジサシ	冬鳥
		ハジロクロハラアジサシ	旅鳥 (冬鳥)
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	旅鳥
タカ		○ トビ	留鳥
		ハイイロチュウヒ	冬鳥
		オオタカ	N T
		ノスリ	冬鳥
カワセミ	カワセミ	カワセミ	留鳥
キツツキ	キツツキ	アリスイ	旅鳥
		コゲラ	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	冬鳥
		ハヤブサ	V U・国内希少
スズメ	モズ	モズ	留鳥
カラス		コクマルガラス	冬鳥
		ミヤマガラス	冬鳥
	○	ハシボソガラス	留鳥
	○	ハシブトガラス	留鳥
ツリスガラ		ツリスガラ	冬鳥
シジュウカラ	○	シジュウカラ	留鳥
ヒバリ	○	ヒバリ	留鳥
ツバメ	○	ツバメ	旅鳥
ヒヨドリ	○	ヒヨドリ	留鳥
ウグイス	○	ウグイス	留鳥
メジロ	○	メジロ	留鳥
ヨシキリ	○	オオヨシキリ	夏鳥
セッカ	○	セッカ	留鳥
ムクドリ		ギンムクドリ	冬鳥
	○	ムクドリ	留鳥
		コムクドリ	夏鳥
		ホシムクドリ	冬鳥
ヒタキ		シロハラ	冬鳥
		ツグミ	冬鳥
		ジョウビタキ	冬鳥
		ノビタキ	旅鳥
		イソヒヨドリ	留鳥
		オオルリ	夏鳥
スズメ		ニュウナイスズメ	冬鳥
	○	スズメ	留鳥
セキレイ	○	ツメナガセキレイ	旅鳥 (冬鳥)
	○	キセキレイ	冬鳥
	○	ハクセキレイ	冬鳥
		マミジロタヒバリ	旅鳥
		ビンズイ	夏鳥
		ムネアカタヒバリ	旅鳥
	○	タヒバリ	冬鳥
アトリ	○	カワラヒワ	留鳥
		シメ	冬鳥
		イカル	冬鳥
ホオジロ	○	ホオジロ	留鳥
		ホオアカ	留鳥
		アオジ	留鳥
		オオジュリン	留鳥 (漂鳥)
		サバンナシトド	冬鳥
チメドリ		ソウシチョウ	留鳥 (特定外来生物)

---

(注)

1. データは鳥獣保護区管理員報告書等に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト(2017)

C R : 絶滅危惧 I A 類、 E N : 絶滅危惧 I B 類、 V U : 絶滅危惧 II 類、

N T : 準絶滅危惧、 D D : 情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図るべきがあるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

(別表3) 国指定出水・高尾野鳥獣保護区特別保護地区

目	科		種または亜種	種の指定等	備考
ネコ	イヌ	○	タヌキ		
		○	キツネ		
		○	イタチ		
ウシ	イノシシ	○	イノシシ		
合計	2目	3科	4種		

(注)

1. データはモニタリングサイト1000調査及び、日本野鳥の会の行った補足調査結果に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト(2017)  
C R : 絶滅危惧 I A類、 E N : 絶滅危惧 I B類、 V U : 絶滅危惧 II類、  
N T : 準絶滅危惧、 D D : 情報不足  
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種  
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図るべきあるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。